

茅ヶ崎ソフトテニス協会会則

第一章 総 則

- 第 1 条 (名 称)
この会は、茅ヶ崎ソフトテニス協会(以下単に「協会」という)と称する。
- 第 2 条 (所 属)
この協会は、茅ヶ崎市体育協会に所属する。
- 第 3 条 (事務局)
この協会の事務局は、原則として理事長宅におく。

第二章 目的 及び 事業

- 第 4 条 (目 的)
この協会は、茅ヶ崎地区におけるソフトテニス愛好者の団体を統括し、ソフトテニスの普及、振興及び技術の向上を図るために必要な事業を行い、地区民の心身の健全なる発展に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 (事 業)
この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 茅ヶ崎市、及び茅ヶ崎市体育協会が主催する大会、又は行事への参加、協力。
 2. ソフトテニスの普及、振興及び選手の強化。
 3. その他、前条の目的達成に必要な事業。

第三章 組 織

第 6 条 (構 成)

この協会は、茅ヶ崎市在住、在勤、在学のソフトテニス愛好者を主体とした団体(以下「登録団体」という)をもって組織する。

第 7 条 (登録団体の入会手続)

この協会の趣旨に賛同し、入会を希望する団体は「入会申込書」に必要事項を明記の上、会長に提出し、常任理事会の承認を得て、入会が決定される。

第 8 条 (退会の手続)

登録団体は、自ら「退会届」を会長に提出し、これを受理した時に退会とする。

第 9 条 (登録の抹消等)

登録団体及びその会員が協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に違反する行為をしたときは、理事会の決定により、登録の抹消又はその会員の除名その他の処分をする。

第四章 役 員

第10条 (役員)

この協会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 1～3名
3. 理 事 長 1名
4. 副 理 事 長 3～5名
5. 理 事 登録団体より10名につき1名程度
6. 会 計 監 査 2名

第11条 (役員を選出)

役員は常任理事会で選出し、理事会の承認を得る。
但し、任期途中で交代する場合は、次回理事会による事後承認とする。

第12条 (役員職務)

役員職務は、次項から第6項までに定めるところによる。

1. 会長は、この協会を代表し、統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故のときはこれを代行する。
3. 理事長は、日常業務を主掌し、会長及び副会長事故のときはこれを代行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故のときはこれを代行する。
5. 理事は、日常業務の運営についての審議決定及び業務の分担を行う。
6. 会計監査は、この協会の会計を監査し、その結果を定例理事会に報告する。

第13条 (役員任期)

1. 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 任期途中で交代した役員任期は、前任者の残りの期間とする。

第五章 機 関

第14条 (機関)

この協会に次の機関を置く。

1. 理事会
2. 常任理事会

第15条（理事会）

1. 理事会は、この協会の最高決定機関であって、会長、副会長及び理事をもって構成す
2. 理事会は、毎年1回開催し、会長がこれを召集する。
但し、次の場合は会長の招集により臨時に理事会を開催する。
(1)理事の3分の1以上から同一議題について開催の請求があったとき。
(2)その他、特に会長が必要と認めるとき。
3. 理事会は、次に掲げる重要事項の審議決定および執行の任に当たる。
(1)事業報告及び決算報告に関すること。
(2)事業計画及び予算に関すること。
(3)会則の改廃に関すること。
(4)役員推薦又は選出に関すること。
(5)登録団体及びその会員の賞罰に関すること。
(6)その他、会長又は理事長からの委任事項。

第16条（常任理事会）

1. 常任理事会は、理事会に次ぐ決議機関であって、会長、副会長、理事長、副理事長及び当該担当理事をもって構成する。
2. 常任理事会は、次の場合その都度会長がこれを召集する。
(1)理事の3分の1以上から同一の議題について開催の請求があったとき。
(2)その他、特に会長が必要と認めるとき。

第17条（理事会、常任理事会の成立及び決議）

1. 理事会、常任理事会は、構成員の5分の3以上の出席をもって成立する。
2. 理事会、常任理事会の決議は、出席役員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第18条 (議 長)

理事会、常任理事会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれを務める。

第六章 会 計

第19条 (経費の充当)

この協会の経費は、茅ヶ崎市体育協会からの補助金、大会参加料及び寄付金等の収入をもってこれに充てる。

第20条 (会計年度)

この協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第21条 (会計帳簿および監査)

1. 会計帳簿は、会計担当理事が4年間保管し、登録団体からの要求があったときは、これを提示する。
2. 決算は、会計監査の承認を得なければならない。

付 則

第22条 (会則の改定)

この会則の改定は、出席役員の5分の4以上の賛成を得なければならない。

第23条 (会則の改定履歴)

本会則は 昭和28年4月1日 施行。

改定履歴 昭和46年・52年・平成4年・6年・10年・14年・17年。

平成27年4月1日 改定。

平成27年5月24日作成